

令和4年度

工事（起工）設計書

工事名：笠見地区水路改修工事
工事場所：東伯郡琴浦町大字八橋

工事仕様書

I 総則

本工事の仕様、指示にあたり、その優先順位は次のとおりとする。

- 1) 特別仕様書（下記Ⅱのとおり）
- 2) 共通仕様書
鳥取県土木工事共通仕様書に準ずる。
- 3) 図 面
- 4) 設 計 書
- 5) 施 工 管 理（土木工事施工管理基準）

Ⅱ 特別仕様書

1) 工 事 概 要

I 工事名 笠見地区水路改修工事

Ⅱ 工事場所 東伯郡琴浦町大字八橋

Ⅲ 工事内容

施工延長 L=87.7m
土工一式
大型フリューム(B1000×H600) L=87.7m
集水柵 1基
プレキャスト床版 3枚
仮設工一式

2) 工事完成期限 令和5年3月17日

3) 用地及び付帯工

工事に必要な材料置場、仮設道、水路等一切の敷地及びこれに伴う費用、付帯する工事等はすべて請負者において処理しなければならない。

ただし、施工上必要不可欠なものは除く。

4) 安全対策及び公害対策

工事期間中の無事故、無公害を達成することを目標とすること。

5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書(令和4年1月18日付鳥取県通知)の取扱いに準ずること。